

平成28年度

ふなばしセレクション

応募要項



目利き番頭 船えもん

ふなばし産品ブランドPRキャラクター

ふなばし産品ブランド協議会

《目 次》

1. 「ふなばしセレクション」とは	P 1
2. 平成28年度「ふなばしセレクション」について	
(1) 応募製品	P 1
(2) 応募資格	P 1
(3) 応募期間	P 1
(4) 認証基準	P 2
(5) 認証期間	P 3
(6) 認証品の特典	P 3
(7) 認証事業者の責務	P 3
(8) 認証までのスケジュール	P 4
(9) 「理事会」理事及び「審査会委員会」委員について	P 5
3. 平成28年度「ふなばしセレクション」への応募について	
(1) 応募方法	P 6
(2) 「応募申込書」「応募用紙」の記入上の注意	P 6
(3) 応募に関する留意事項	P 6
4. お問い合わせ・応募先	P 7

1. 「ふなばしセレクション」とは

船橋市では、産業の振興と元気で活力あるまちづくりのため、船橋ならではの製品のブランド化を進めています。その取り組みの一つが「ふなばしセレクション」です。

「ふなばしセレクション」では、船橋特産の農水産物を使用した加工食品、市内の優良な工業製品、伝統工芸品などを市民、個人又は法人の事業者（以下「事業者」という。）から募集（自薦、他薦）し、「ふなばし製品ブランド協議会」が、船橋らしさといった基準により「ふなばし製品ブランド」として認証します。

「ふなばし製品ブランド」として認証された商品（以下、「認証商品」という。）については、「広報ふなばし」などでPRすることによって、知名度やイメージを高め、ブランド化を推進します。

2. 平成28年度「ふなばしセレクション」について

(1) 応募製品

次のいずれかの工業製品、工芸品で、試作品、食品、飲料を除く製品。

- ① 市内の工場、工房等で製造(製作)されたもの。
- ② 市内の個人または法人が有する特殊技術、伝統技術をもって製造(製作)されたもの。※製造(製作)される工場、工房等は、市外でも可

(2) 応募資格

自薦	・ 市内で製品を製造(製作)する個人または法人 ・ 特殊技術、伝統技術を有する市内の個人または法人（※） ※製造(製作)される工場、工房等は、市外でも可
他薦	・ 市民（市内在勤・在学も可）、市内の事業者及び団体

他薦の場合は、事業者の応募意思を確認します。確認の結果、エントリーされない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

※ 1事業者で5製品まで応募することが可能です。

(3) 応募期間

平成28年8月1日(月)から9月23日(金)（必着）

(4) 認証基準

「ふなばし産品ブランド協議会」が①～⑤の項目について審査します。
応募申込書（自薦用）の記入例を参考にしながら、①～⑤の項目についてアピールしてください。

① 船橋らしさ

- ・歴史・文化、風土、風景、言い伝え、著名人などの裏づけ、物語性を有しているか。
- ・船橋で（古くから）製造（製作）されているか。
- ・船橋でしか手に入らないか。
- ・日本、世界でのシェアはどうか。
- ・市民の誇り、船橋のイメージアップ、PRにつながるか。など

② 製法技術

- ・製品を支える優れた技術、トップシェアを支える技術、最新技術、革新的な技術か。
- ・職人の卓越した技、代々受け継がれた技術か。
- ・同業他社の製品より優れた特徴や独自性があるか。など

③ 安全性・信頼性

- ・安全性の高い原材料を使用しているか
- ・適正な生産管理、衛生管理、品質管理が行われているか。など

④ 市場性・将来性

- ・市場開拓及び販売促進に向けた独自の取り組み（宣伝・広告、イベントの開催等）を行っているか。
- ・アンケート調査等により、消費者の声を取り入れ、商品改善、商品開発に向けた仕組みがあるか。 など

⑤ 熱意・こだわり

- ・手間ひまかけて、熱意、こだわりをもって製造（製作）しているか。
- ・商品が産品ブランドとして認証された場合、認証されたことをどのように活用していきたいか。など

(5) 認証期間

認証された商品の資格は、3年間（平成32年3月末まで）とします。

ただし、①～⑥のいずれかに該当する場合は協議会が認証を取り消すことがあります。

- ① 製造（製作）を休止、あるいは中止した場合。
- ② 認証品を製造（製作）する者（以下「認証者」という。）が法令等に違反した場合。
- ③ 認証者が公序良俗に反した場合。
- ④ 認証品以外の製品に認証マークを使用した場合。
- ⑤ 認証者の責務（(7)参照）を十分に果たさなかった場合。
- ⑥ その他、協議会で認証が適当でないと判断した場合。

また、認証品に性能改善などの仕様変更を行った場合、協議会が既存の認証品と同等の認証条件を備えているかを判断し、認証の継続を判断します。

(6) 認証品の特典

- ① 「広報ふなばし」（213,000世帯に配布）、HPで商品紹介。
- ② 市役所エレベーターホール等での動画広告による商品紹介。
- ③ 「ふなばし産品ブランド協議会」が行うプロモーション活動（「市民まつり」、「ふなばし朝市」、「農水産祭」、百貨店など）で広告・宣伝、販売ができます。
- ④ 認証された商品は「認証マーク」を使用することができます。

(7) 認証品を製造・販売する者（以下「認証事業者」という。）の責務

- ① 毎年4月中に、前年4月から3月までの認証商品の販売量、広報・宣伝の取り組み状況等を協議会に報告してください。
- ② 「ふなばし産品ブランド協議会」が指定するプロモーション活動[(6)③参照]に参加し、自ら商品のPRを行う。

※認証事業者は、認証商品の生産や販売等を通じて、情報発信を積極的に行い、知名度・イメージの向上につなげるとともに、市内の事業者にとっての目標となるよう努めてください。また、商品に認証マークを表示するよう努めてください。

(8) 認証までのスケジュール（予定）

【1次審査】平成28年10月中旬

審査委員会による書類審査

【1次審査通過製品の展示&アンケート】

船橋工業展（仮称）にて展示&アンケートを実施し、結果を踏まえて審査

※場所は未定

【2次審査】平成28年11月中旬

審査委員会によるアンケート結果を参考とした審査

【最終審査・認証】平成28年11月下旬 理事会による書類審査・認証

【認証書授与式】平成28年12月上旬 授与式に併せて、認証品をプレスリリース

【広報紹介】平成29年2月 広報ふなばし特集号で認証品を紹介

(9) 「理事会」理事及び「審査会委員会」委員について

① 「理事会」理事（敬称略）

会 長 伊藤賢二 船橋商工会議所会頭
副会長 山崎健二 船橋市副市長
理 事 大野一敏 船橋市観光協会会長
理 事 伊東寛 船橋市商店会連合会会長
理 事 板谷直正 船橋市地域工業団体連合会会長
理 事 小泉勉 市川市農業協同組合組合長理事
理 事 勝田実 ちば東葛農業協同組合代表理事組合長
理 事 滝口宜彦 船橋市漁業協同組合代表理事組合長
理 事 嶋田 亮 社団法人船橋青年会議所理事長
理 事 福田幸雄 船橋市経済部長

② 「審査委員会」委員（敬称略）

委員長 津田憲一（有識者） 首都大学東京産業技術大学院大学客員教授
副委員長 三雲葉子（有識者） 学校法人中山学園中山高等学校理事長
委 員 宮澤茂雄（販 売） 株式会社東武百貨店船橋店
委 員 青木夢々（販 売） 株式会社そごう・西武 西武船橋店
委 員 青木義男（製品評価） 日本大学理工学部
委 員 川口洋一（製品評価） 公益社団法人日本技術士会
委 員 市橋俊彦（製品評価） 公益財団法人千葉県産業振興センター
委 員 青木洋子（消費者） 市 民
委 員 相澤玉枝（消費者） 市 民
委 員 綿貫啓一（歴史・文化） 元市職員

3. 平成28年度「ふなばしセレクション」への応募について

(1) 応募方法

- ①事業者自ら応募する場合（自薦）は「応募申込書」に、市民等がおすすめ商品を推薦する場合（他薦）は「応募用紙」に必要事項を記入し、ふなばし産品ブランド協議会事務局（市役所4階ふなばし観光・ブランド創造室）窓口を持参するか、郵送またはメールで応募してください。

※メールアドレス：kankobrand@city.funabashi.lg.jp

- ②「応募申込書」、「応募用紙」については、ふなばし観光・ブランド創造室窓口で配布する他、ふなばし産品ブランド協議会ホームページからもダウンロードできます。

※ふなばし産品ブランド協議会ホームページアドレス

<http://www.funaemon.com/>

(2) 「応募申込書」「応募用紙」の記入上の注意

- ① 必須事項は、必ず記入してください。記入されていない場合は、応募条件を満たさないとみなされ、審査対象外となる場合もあることをご了承ください。
- ② 「応募申込書」の応募商品の説明、認証基準に沿った説明等をフォーマットに沿って記入してください。
記入にあたっては、具体的かつ簡潔にわかりやすくお書きください。
また、応募商品の写真を添付してください。

- ③ 氏名、住所、電話番号、メールアドレス（お持ちの場合）は、必ず記入してください。

(3) 応募に関する留意事項

- ① 製造、生産、販売、特許などにおいて関係法令（※）、ガイドライン（自主規制）を遵守していること。応募にあたり、「誓約書」の提出が必要です。

※食品衛生法、意匠法、不当景品類及び不当表示防止法、計量法、加工食品品質表示基準、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、製造者責任法、容器包装リサイクル法、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、有害物資を含有する家庭用品の規制に関する法律、千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例など。

- ② 消費者に、品質、価格、商標、意匠などについて誤認を与える虚偽もしくは誇大な表示や表現をしていない製品。なお、効能、効果などの表示があるものは、公的機関により証明されていることが必要です。
- ② 応募書類は返却いたしません。必ず応募者側で複写などをお取りください。
- ③ 「応募申込書」に記載された応募製品名や応募製品の説明、添付された応募製品の写真などを船橋市商工振興課及び「ふなばし産品ブランド協議会」のホームページや制作物、新聞・雑誌などの取材記事・報道に使用することを事前に了解し、その内容については「ふなばし産品ブランド協議会」事務局に一任するものとします。
- ④ 応募者は、「ふなばし産品ブランド協議会」が実施するイベントなどで応募製品を展示する機会があることを事前に了解するものとします。
- ⑤ 応募に際して、応募者は応募製品に関する自己の権利を保全するために必要かつ適切な措置（特許・実用新案・意匠登録・商標登録等）を自ら講じるものとします。

4. おすすめ商品を推薦していただいた方へのお知らせ

「大切な人に贈りたい」、「人に教えたい」、「埋もれた逸品だ!」と思うあなたのおすすめ商品を推薦していただいた方の中から抽選で20名の方に、5千円相当の「ふなばし産品ブランド詰合せ」をプレゼントします。

当選者への通知につきましては、発送をもって代えさせていただきます。

賞品の発送につきましては1月を予定しております。

5. お問い合わせ・応募先

「ふなばし産品ブランド協議会」事務局

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25ふなばし観光・ブランド創造室内

TEL 047-436-2473 Fax 047-436-2466

メールアドレス：kankobrand@city.funabashi.lg.jp